

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	CKD株式会社			コード	6407
提出日	2026/5/25	異動(予定)日	2026/6/26		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし				
1	Stefan Sacré	社外取締役	○															○		有
2	嶋田 博子	社外取締役	○															○	訂正・変更	有
3	石川 修平	社外取締役	○															○	新任	有
4	橋本 修三	社外取締役	○															○	新任	有
5	細見 健一	社外取締役	○														△		新任	有
6	近藤 さきえ	社外取締役	○															○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		Stefan Sacré氏につきましては、社外取締役として独立、公正な立場から経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たしていただいております。また、主に工学博士としての高度な学術知識と、国内外で製造業における経営者としての豊富な経験を有しておられ、当社の経営全般に対する監督及び幅広い経営的視点からの助言や意見が期待されることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
2		嶋田博子氏につきましては、社外取締役として独立、公正な立場から経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たしていただいております。また、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、主に人事院や外務省等での人材採用・育成、ダイバーシティ、働き方改革や労務関連などの人事政策や法令に関する国内外での豊富な経験を有しておられ、当社の経営全般に対する監督及び幅広い視点からの助言や意見が期待されることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
3		石川修平氏につきましては、金属、電子部品、半導体、ガイシ、エネルギーソリューション、産業プロセスの各事業の経営を担い、経営戦略立案、マーケティングにおける豊富な経験を有しておられ、当社の経営全般に対する監督及び幅広い経営的視点からの助言や意見が期待されることから、新たに選任をお願いするものであります。なお、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
4		橋本修三氏につきましては、社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門的知見を有しておられ、当社の経営全般に対する監督及び幅広い経営的視点からの助言や意見が期待されることから、選任をお願いするものであります。なお、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
5	細見健一氏は、当社の主要な取引先である株式会社三井住友銀行に2022年6月まで在籍しており、当社は同行からの借入はありますが、退職後3年以上が経過しており、同行の意向に影響される立場にありません。また、同行が保有する当社株式の比率は2%程度であり、独立性には影響しないものと考えております。	細見健一氏につきましては、金融機関において欧米エリアを中心に国際部門を牽引し、組織のグローバル化・経営企画・運営における豊富な経験を有しておられ、当社の経営全般に対する監督及び幅広い経営的視点からの助言や意見が期待されることから、選任をお願いするものであります。なお、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
6		近藤さきえ氏につきましては、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士としての財務及び会計分野における専門的な知識を有しており、また取締役監査等委員の経験から、リスク管理及び内部統制システム等についての豊富な知識を有しておられ、当社の経営全般に対する監督及び幅広い経営的視点からの助言や意見が期待されることから、選任をお願いするものであります。なお、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 上場役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

※3 以上a~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。